

予算項目	原水及び浄水費・ 配水費-委託料
委託番号	単価 第 36 号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和6年10月17日	履行期間	から
委 託 名	南部地区浄・配水施設除雪業務委託				令和7年3月21日(金)
委託場所	仁井田字新中島221-2 ほか全2か所			契約者	
設計金額	金 円/1台(9t)・1h				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		予定稼働時間	
	業 務 価 格			仁井田浄水場	50 時間
	消費税等相当額			御所野配水場	2 時間
	業 務 委 託 費			計	52 時間
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

明 細 書

1時間当り

種 別 、 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
除 雪 ド ー ザ	日中(9t)	時間	1.0			
除 雪 単 価						

秋 田 市 上 下 水 道 局

除雪単価および基準単価換算率表

(円/時間)(税抜)

車種		単価	基準単価換算率
除雪ドーザ ホイール	3t	日中	0.657
		夜間	0.706
	4t	日中	0.711
		夜間	0.764
	5t	日中	0.777
		夜間	0.826
	6t	日中	0.817
		夜間	0.866
	7t	日中	0.848
		夜間	0.902
	8t	日中	0.902
		夜間	0.951
	9t	日中	1(基準単価)
		夜間	1.053
	10t	日中	1.031
		夜間	1.080
	11t	日中	1.075
		夜間	1.124
	12t	日中	1.137
		夜間	1.186
	13t	日中	1.168
		夜間	1.217
除雪ローダ ホイール	0.34m ³	日中	0.582
		夜間	0.631
	0.4m ³	日中	0.586
		夜間	0.635
	0.5m ³	日中	0.613
		夜間	0.666
	0.6m ³	日中	0.626
		夜間	0.675
	0.7m ³	日中	0.653
		夜間	0.706
	0.8m ³	日中	0.684
		夜間	0.733
	0.9m ³	日中	0.724
		夜間	0.777
	1.2m ³	日中	0.751
		夜間	0.800
	1.3m ³	日中	0.764
		夜間	0.813
	1.5m ³	日中	0.880
		夜間	0.933
	1.9m ³	日中	0.968
		夜間	1.017

車種		単価	基準単価換算率
除雪ローダ ホイール	2.1m ³	日中	0.982
		夜間	1.031
	2.3m ³	日中	1.022
		夜間	1.075
	2.4m ³	日中	1.071
		夜間	1.124
	2.7m ³	日中	1.097
		夜間	1.151
ロータリ除雪車 ホイール	40PS	日中	0.728
		夜間	0.786
	80PS	日中	0.951
		夜間	1.008
	100PS	日中	1.111
		夜間	1.168
	130PS	日中	1.195
		夜間	1.253
ハンドガイド	7PS	日中	0.857
		夜間	0.942
	10PS	日中	0.875
		夜間	0.955
	12PS	日中	0.911
		夜間	0.991
	16PS	日中	0.933
		夜間	1.013
	18PS	日中	0.955
		夜間	1.035
ダンプロック	2t	日中	0.306
		夜間	0.328
	3t	日中	0.320
		夜間	0.342
	4t	日中	0.342
		夜間	0.368
	6t	日中	0.422
		夜間	0.444
	8t	日中	0.448
		夜間	0.471
助手	助手	日中	0.240
		夜間	0.266

単価表に記載されていない規格は直近下位の単価を使用。

日中 8:00-20:00

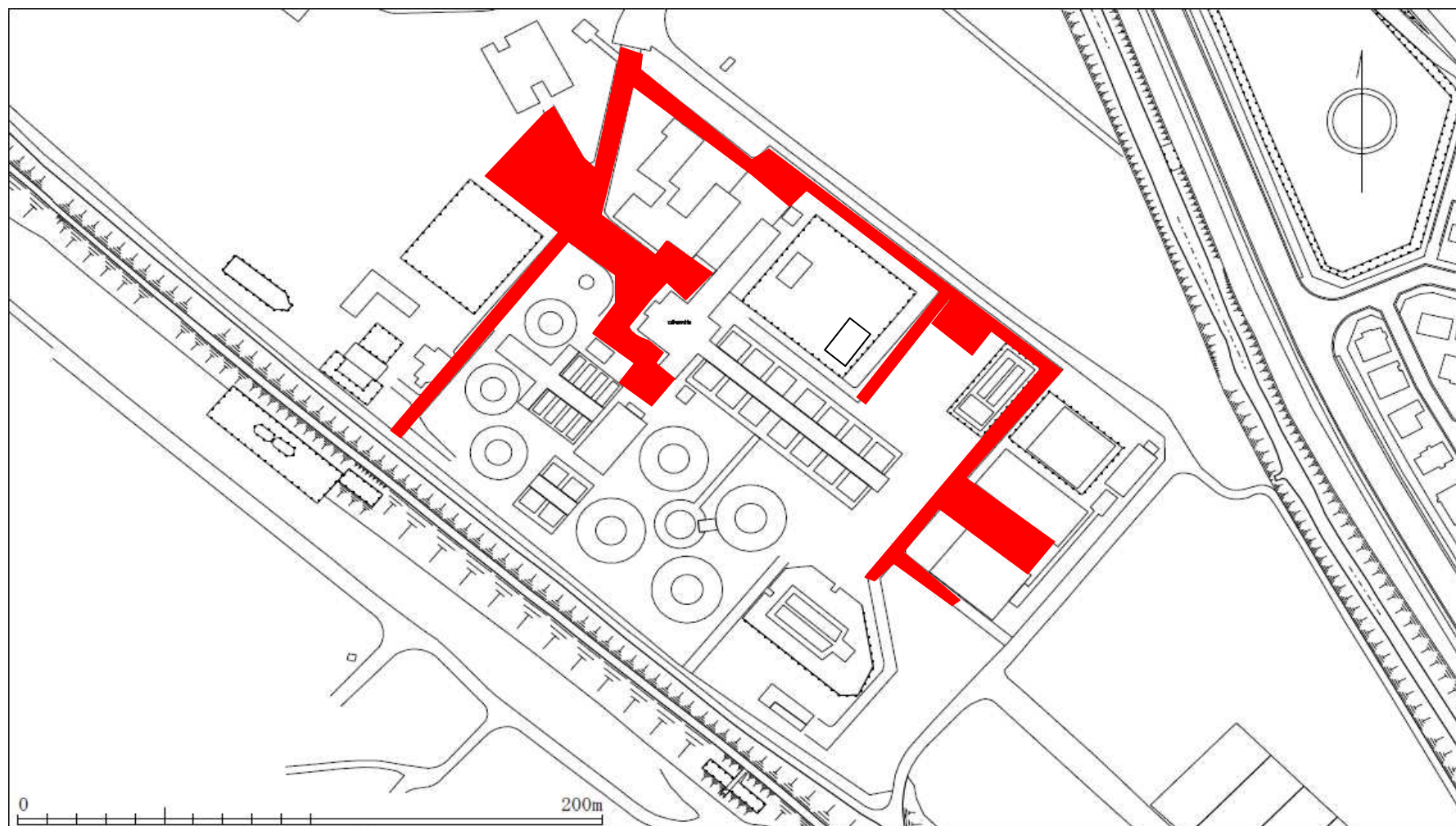
夜間 20:00-8:00

仕 様 等

業務名	南部地区浄・配水施設除雪業務委託
概 要	仁井田浄水場および御所野配水場の除雪を単価契約するものです。
仕様等	1 除雪業務単価については、「9tドーザ日中(8:00-20:00)1時間当たり」の契約単価を基準単価とし、基準単価以外の単価は、別紙「除雪単価および基準単価換算率表」に記載のとおりとする。 2 稼働時間および稼働台数に、除雪業務単価を乗じて得た額を使用した機械ごとの額とする。 3 使用した機械ごとの額を算出し、その額の和に消費税等相当額を加算した額を委託料^{※1}とする。 4 第2項の稼働時間の算出については、使用の建設機械等ごとに計算し、5分以上のときは10分とし、5分未満のときは切り捨てて計算するものとする。 5 前項の使用機械ごとの稼働時間の算出については、建設機械等の出発地点から除雪作業現場までの往復の稼働時間(往復で30分以内)を含めることが出来る。 ※1 1円未満の端数がある場合これを切り捨てる。

備 考	施設名	住所	R3実績	R4実績	R5実績	R6予定
	仁井田浄水場	仁井田字新中島221-2	38:20	64:00	10:20	50 時間
	御所野配水場	御所野下堤2丁目1-1	0:00	0:00	0:00	2 時間

除雪区域図面－1(仁井田浄水場)



■ 除雪区域

除雪区域図面－2(御所野配水場)



■ 除雪区域

南部地区浄・配水施設除雪業務委託特記仕様書

この仕様書は、秋田市上下水道局(以下「甲」という。)が発注する南部地区浄・配水施設除雪業務委託について、業務受託者(以下「乙」という。)が適正に業務を履行するための仕様を示すものである。

1 適用範囲

本仕様書は、除雪業務（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

2 一般事項

(1) 乙は、次に掲げる事項について、甲もしくは甲の指定する者の指示で作業しなければならない。

ア 作業用通路(別紙:除雪区域図面)

イ その他指示する場所の除雪

ウ 指定雪置き場の整正

(2) 乙は、事故防止のため、業務委託区域内または区間でやむを得ず臨機の措置を講ずる必要がある場合は、応急措置を講じ、速やかに甲に報告し、指示を受けなければならない。

(3) 乙は、故障、事故等により作業ができない場合は、速やかに甲に報告し、指示を受けなければならない。

(4) 乙は、作業により誤って通路附属物や占用物件、構造物など（以下「構造物等」という。）を損傷させた場合は、速やかに甲に報告し、次に掲げる事項について適切に対応しなければならない。

ア 損傷した構造物等により二次被害を招く恐れがあると判断した場合は、速やかに応急措置を講じ、安全を確保すること。

イ 損傷した構造物等は、責任をもって原形に復元すること。

(5) 乙は、本業務の遂行に当たっては、安全に十分注意しなければならない。

3 現況調査および安全管理

(1) 乙は、本契約締結後、速やかに次に掲げる事項を行い、甲に報告しなければならない。

ア 除雪区域図面と現地の照合

イ 使用する除雪車等で除雪ができるかの確認

ウ 構造物等、除雪作業上、注意を要する箇所の把握

(2) 乙は、前項により現況を十分に把握し、円滑で安全な作業を行うとともに、事故の防止に努めなければならない。

(3) 乙は、安全な作業を行うために必要と判断した場合は、甲と協議し標識やスノーポール等の目印を設置することができる。

4 責任者

(1) 乙は、本業務を実施するに当たり、作業管理、安全管理等のため責任者を定めなければならない。

(2) 乙は、責任者の変更がある場合は、速やかに甲へ報告しなければならない。

5 作業従事者

(1) 作業の人員は、原則運転手1名とし、助手は安全上必要な場合等、甲の指示で配置しなければならない。

(2) 運転手は、除雪作業の際は、安全を確認しながら、路面状況、構造物等に十分注意して作業を行わなければならない。

(3) 助手は、除雪作業の際は、運転手とともに除雪車等に同乗し、または同行し、作業中の安全管理のための誘導等を行わなければならない。

6 作業の開始指示

除雪作業の開始は、甲または甲の指定する者が指示するものとする。

7 作業の終了報告

乙は、除雪作業が終了した場合は、電話等により状況等を速やかに甲または甲の指定する者に報告しなければならない。

8 書類の提出

乙は、契約後および毎月の業務完了後、速やかに次に掲げる書類をそれぞれ提出しなければならない。

(1) 契約後に提出する書類

ア 業務打合簿

イ 責任者および作業従事者報告書(様式1)

ウ 従事者の免許証等の写し(様式1添付書類)

エ 使用建設機械等報告書(様式2)

オ 使用建設機械の車両ナンバーが確認できる写真(様式2添付書類)

カ 使用建設機械の車検証・保険証の写し(様式2添付書類)

(2) 毎月の業務完了後に提出する書類

- ア 建設機械等稼働内訳書(様式3) ※無稼働月省略
- イ 建設機械等稼働状況(様式4) ※無稼働月省略
タスクメーターチャート紙等を貼付し提出すること。
- ウ 除雪作業写真(様式5) ※無稼働月省略
作業前・作業中・作業後の写真を提出すること。
- エ 業務(一部)完了報告書(上下水道局様式) ※無稼働月省略
ただし、3月は無稼働であっても業務完了報告書を提出すること。

9 委託料の請求

乙は、毎月業務完了後に前条の規定による書類を提出し、甲が業務の一部完了を認めた後に、甲に対して当該部分の委託料の支払を請求することができる。

10 確認および手直し

- (1) 甲は、除雪の作業中および作業完了後の状態を確認し、作業の手直しの必要があると判断した場合は、乙に指示することができる。
- (2) 乙は、前項により甲から除雪作業の手直しを命ぜられた場合は、これを遅滞なく実施しなければならない。
- (3) 乙は、前項の手直しが終了したときは、速やかに甲に報告しなければならない。この場合においては、当該手直しについて委託料の支払の対象としない。

11 苦情の処理

- (1) 乙は、作業中に近隣住民等の第三者から苦情または要望等があった場合は丁寧に応対し、直ちに甲に報告するとともに、適切な処置を講じなければならない。
- (2) 乙は、近隣住民等の第三者からの不当な要望があった場合は、直ちに甲に報告し、指示を受けなければならない。この場合であっても、第三者に対し丁寧な応対をするとともに、作業を継続しなければならない。

12 補足

この仕様書に定めのない事項または本業務について疑義が生じたときは、速やかに甲と協議するものとする。

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

受託者

住 所

商 号 ・ 名 称

代 表 職 ・ 氏 名

電 話

FAX

発行責任者

担当者

e-Mail

責任者および作業従事者報告書

委託名	
-----	--

責任者および作業従事者を下記のとおり報告します。

	氏 名	連絡先電話番号
責任者	①	- -
	②	- -
	③	- -

除雪依頼時①から順番に連絡します。

作業従事者

区 分	氏 名
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	
☐ 運転手 ☐ 助手	

※ 欄が不足する場合は、別添の一覧表で対応可
 ※ 該当する箇所の□にチェックを入れてください

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

受託者
住 所
商 号 ・ 名 称
代 表 職 ・ 氏 名

発行責任者
担当者
e-Mail

使用建設機械等報告書

委託名	
-----	--

下記のとおり、使用機械を報告します。

機 械 名	規格 (t、m ³ 、PS)	登録番号(秋田〇〇あ-〇〇〇〇)	保険加入書(写)	備 考
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	
			有	
			無	

※ 写真、車検証等の写しと任意保険加入書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

受託者
住 所
商 号 ・ 名 称
代表職・氏名

発行責任者
担当者
e-Mail

建設機械等稼働内訳書(月分)

除雪機械稼働状況を以下のとおり報告します。

No.	日付	場所	機械名	規格 (t、m3、PS)	日中/夜間	開始時間	終了時間	稼働時間 (時:分)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

	機械名	規格 (t、m3、PS)	日中/夜間	単価	稼働時間 (時 分)		小計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計						
	消費税等相当額						
	合計						

(宛先) 秋田市上下水道事業管理者

受託者
住 所
商 号 ・ 名 称
代 表 職 ・ 氏 名

発行責任者
担当者
e-Mail

建設機械等稼働状況

委託箇所	
------	--

除雪業務を実施しましたので以下のとおり報告します。

年月日	令和 年 月 日	稼働時間	～
運転手名			
規格		車体番号	
(タスクメーターチャート紙貼付欄)			
タスクメーターと稼働時間が一致しない場合の理由を記入			

除雪作業写真

撮影月日： 月 日



場所： _____

_____ 着手前



_____ 作業中



_____ 完了

※この様式には、除排雪作業の状況が確認できる写真を添付してください。
(1回の稼働につき、代表的な場所で着手前・作業中・完了の3枚セット)